

(便所)

第二十条 条例別表第一第六号の規則で定める便所は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める構造は、それぞれ同表(ろ)欄に定めるとおりとする。

	(い)	(ろ)
(一)	<p>第三条第一号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 ((二)項及び(三)項に掲げるものを除く。)</p>	<p>一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 勾配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>二 床の表面は、滑りにくくすること。</p> <p>三 次に定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>イ 便器は、洋式とすること。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>四 出入口に近い小便器は、周囲に手すりを設け、床置きその他これに類する構造とすること。</p>
(二)	<p>第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設及び同号へからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに設ける一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>	<p>一 (一)項(ろ)欄に定めるもののほか、次号に定める構造とすること。</p> <p>二 乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあつては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。</p>
(三)	<p>第三条第一号ロに掲げる用途に供</p>	<p>一 (一)項(ろ)欄に定めるもののほか、次号に定める構造とすること。</p>

<p>する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設及び同号へから又までに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積の合計が二千平方メートル以上のものに設ける一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>	<p>二 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水洗器具等を設けた便房を設けること。</p>
---	--

（車いす使用者等が利用できる便所）

第二十一条 条例別表第一第七号の規則で定める特定施設は、次の表(い)欄に掲げるものとし、同号の規則で定める便所は、それぞれ同表(ろ)欄に掲げるものとする。

	(い)	(ろ)
(一)	<p>第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）の合計が千平方メートルを超えるもの</p>	<p>地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階の便所のうちの一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>
(二)	<p>第三条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの</p>	<p>地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階の便所のうちの一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用する便所</p>
(三)	<p>第三条第十号に掲げる特定施設で、当該特定施設の区域の面積が五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の不特定かつ多数の者が利用する便所</p>

2 条例別表第一第七号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

一 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

二 レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設けること。ただし、当該便房のある便所内にレバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設ける場合は、この限りでない。

三 前条の表(一)項(ろ)欄第三号に定める構造とすること。

四 車いす使用者等が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。

(車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置)

第二十二條 条例別表第一第八号の規定による車いす使用者が利用できる客席の部分及び通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 車いす使用者が利用できる客席の部分の数は、客席のいすの総数に二百分の一を乗じて得た数(当該乗じて得た数が十を超える場合にあっては、十)以上とすること。

二 車いす使用者が利用できる客席の部分は、客席の出入口(利用円滑化経路を構成するものに限る。第四号において同じ。)から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に設けること。

三 車いす使用者が利用できる客席の部分及びその接する部分の床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにする。

四 車いす使用者が利用できる通路は、客席の出入口から車いす使用者が利用できる客席の部分へ通ずるものとし、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(1) 勾配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。

(2) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。

ハ 表面は、滑りにくく、平たんにする。

(車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者が通行できる通路の設置)

第二十三條 条例別表第一第九号の規則で定める駐車場は、第三条第十二号及び第十三号に掲げる駐車場並びに同条第一号から第十号までに掲げる特定施設に附属する駐車場で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数(駐車場法施行令第十五条の規定による国土交通大臣の認定を受けた特殊の装置を用いるものの駐車台数を除く。以下この条において同じ。)が二十五台を超えるもの(当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあっては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数の合計が二十五台を超えるときにおけるそれらの駐車場)とする。

2 条例別表第一第九号の規定による車いす使用者用駐車施設及び車いす使用者が通行できる通路の設置は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 車いす使用者用駐車施設の数、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数(当該特定施設に二以上の附属する駐車場がある場合にあっては、それらの不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数を合計した数)に五十分の一を乗じて得た数(当該乗じて得た数が三を超える場合にあっては、三)以上とすること。

二 車いす使用者用駐車施設は、第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするもの又は当該車いす使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口若しくは第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設け、かつ、当該駐車場が建築物である場合にあっては、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター(第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。)が停止する階に設けること。

三 車いす使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、三・五メートル以上とすること。

ロ 地面又は床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにする。

四 第二号に規定する車いす使用者用駐車施設から駐車場の主要な出入口又は第三条第十号に掲げる特定施設の主要な出入口までの経路を構成する通路は、屋外にあるものにあつては第十五条の表(三)項(ろ)欄に定める構造とし、屋内にあるものにあつては同表(五)項(ろ)欄に定める構造とすること。

(案内表示)

第二十四条 条例別表第一第十号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

- 一 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積（工場又は事務所（同条第四号及び第五号に規定する事務所を除く。）の用に供する部分については、不特定かつ多数の者が利用する部分に限る。）の合計が千平方メートルを超えるものにあつては、次の部分に、点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
- イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。
  - (1) 勾配が二十分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの
  - (2) 高さが十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの
  - (3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
- ロ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する第十五条の表(四)項(ろ)欄第四号又は(五)項(ろ)欄第四号に規定する傾斜路を設ける場合には、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(1)から(3)までのいずれかに該当するものである場合又はその部分に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。
- ハ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分。ただし、その部分がイ(3)に該当するものである場合又はその部分に段がある部分と連続して手すりを設ける場合は、この限りでない。
- 二 第三条第九号に掲げる特定施設にあつては、次の部分に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。
- イ 次の道路の歩道等の横断歩道に接する部分及び歩道巻き込み部
  - (1) 市街地を形成している地域及び市街地を形成する見込みの高い地域の道路
  - (2) 官公庁施設、社会福祉施設その他の施設で視覚障害者の利用が多いものの周辺の道路
- ロ 歩道等及び交通島の立体横断施設の昇降口並びに乗合自動車停留所及び路面電車停留場の乗降口の部分
- ハ 中央分離帯の人が滞留する部分
- 三 第三条第十号に掲げる特定施設にあつては、その出入口が直接車道に接する場合には、点状ブロック等の敷設、舗装材を変化させること等により車道との境界を認識できるようにすること。
- 四 第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあつては、当該特定施設を含む建築物）の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに案内設備を設ける場合には、道等から当該特定施設の案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 道等から当該特定施設の案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ロ 当該特定施設内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合

五 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。

- イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(1) 車路に近接する部分

(2) 段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、その部分が第一号イ(1)若しくは(2)に該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合は、この限りでない。

六 前各号に掲げるもののほか、案内表示は、次に定めるところにより行うこと。

- イ 第二十条の表(二)項(ろ)欄第二号又は(三)項(ろ)欄第二号に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。
- ロ 車いす使用者用便房を設ける場合には、当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨及び高齢者、障害者等のだれもが利用できる旨を表示した標識を掲示すること。
- ハ 車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- ニ 第三条第一号から第八号まで、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる特定施設に施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。

2 増築等の場合における前項第四号の規定の適用については、同号中「に案内設備を設ける場合」とあるのは、「の増築等に係る部分に案内設備を設ける場合並びに同条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあっては、当該特定施設を含む建築物）の増築等に係る部分の床面積（共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。）の合計が千平方メートルを超えるもの又は同条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の増築等に係る部分の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものの増築等に係る部分以外に案内設備がある場合」とする。

（条例別表第一第十一号の規則で定める基準）

第二十五条 条例別表第一第十一号の規則で定める基準は、次条から第三十一条までに定めるところによる。

（駐車場）

第二十六条 第十四条第一項第一号ハに定める経路で同号の規定により利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合には、当該駐車場は、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーター（第十九条第二項各号に定める構造のものに限る。）が停止する階に設けなければならない。

（車いす使用者用浴室等）

第二十七条 第三条第一号ハ、ヲ及びワに掲げる用途に供する特定施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）は、次に定める構造としなければならない。

- 一 車いす使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、かつ、十分な空間を確保すること。
- 二 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面には、段を設けないこと。

四 出入口は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(車いす使用者用客室)

第二十八条 第三条第一号ワに掲げる用途に供する特定施設で、客室の総数が二百以上のものには、車いす使用者が円滑に利用できる客室を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者が円滑に利用できる客室は、次に定める構造としなければならない。

一 出入口は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 便所内に第二十一条第二項に定める構造の便所を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車いす使用者用便所が設けられた便所がある場合は、この限りでない。

三 浴室等は、前条に定める構造とすること。ただし、当該客室が設けられている建築物に同条に規定する浴室等(同条に定める構造のものに限る。)が設けられている場合は、この限りでない。

(カウンター等)

第二十九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター、記載台及び公衆電話台(以下「カウンター等」という。)を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮したカウンター等を一以上設けなければならない。

(ベンチ等)

第三十条 第三条第十号に掲げる特定施設にベンチ、水飲場等を設置する場合には、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造としなければならない。

(特定施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十一条 第三条第一号から第八号までに掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。

一 第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設(当該特定施設が建築物の一部である場合にあつては、当該特定施設を含む建築物)の床面積(共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。)の合計が千平方メートル以下のもの又は同条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートル以下のものに、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 第二十条の表(一)項(ろ)欄第三号に定める構造の便所のうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)を次に定める構造とすること。

イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 車いす使用者が利用できるよう空間を確保すること。

二 第三条第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる特定施設で、当該特定施設(当該特定施設が建築物の一部である場合にあつては、当該特定施設を含む建築物)の床面積(共同住宅の用に供する部分の床面積を除く。)の合計が千平方メートル以下のもの又は同条第三号及び第六号に掲げる特定施設で、当該特定施設の不特定かつ多数の者の利用する部分の床面積の合計が千平方メートル以下のものに案内設備を設ける場合 第二十四条第一項第四号及び第五号に掲げる措置を講ずること。ただし、同項第四号イ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

三 第三条第一号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設並びに同条第四号及び第五号に掲げる特定施設に案内設備を設ける場合 文字情報表示設備を設けること。

四 誘導灯を設ける場合 点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮したものとすること。

2 次の各号に掲げる特定施設の新築等をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める基準を遵守するよう努めなければならない。

一 第三条第一号へ及びトに掲げる用途に供する特定施設で、条例別表第一第八号に規定する興行場等に該当するもの客席に集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。

二 第三条第一号及び第三号から第七号までに掲げる特定施設で、当該特定施設の床面積（工場又は事務所（同条第四号及び第五号に規定する事務所を除く。）の用に供する部分については、不特定かつ多数の者が利用する部分に限る。）の合計が千平方メートル以下のもの 第二十四条第一項第一号に掲げる措置を講ずること。

三 第三条第一号ロに掲げる用途に供する特定施設、同号ニに掲げる用途（病院及び診療所の用途に限る。）に供する特定施設及び同号へからヌまでに掲げる用途に供する特定施設並びに同条第四号及び第七号に掲げる特定施設 授乳及びおむつ替えができる場所を設けること。

四 第三条第十号に掲げる特定施設

イ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けること。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。

ロ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水洗器具等を設けた便房を設けること。

（一団地の住宅施設等の整備基準）

第三十二条 第三条第十四号から第十六号までに掲げる特定施設の建築物、道路、駐車場及び公園、緑地その他これらに類するものの整備基準は、第十四条から前条までに定めるとおりとする。

（小規模特定施設の敷地内の通路等）

第三十三条 条例別表第二第一号の規則で定める経路は、道等から建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する直接地上へ通ずる出入口までの経路のうちの一以上の経路とし、同号の規則で定める構造は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 敷地内の通路

イ 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。ただし、へに定める構造の傾斜路又は第十六条に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

ハ ロただし書の場合において、段を設けるときは、第十八条に定める構造に準じたものとすること。

ニ 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

ホ 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとすること。

へ 傾斜路を設ける場合には、ホに定めるもののほか、次に定める構造とすること。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(3) 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

(4) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(5) 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(6) 勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。

(7) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

(8) 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。

ト 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

## 二 建築物の直接地上へ通ずる出入口

イ 有効幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設けないこと。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

### (小規模特定施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上は、次のとおりとするよう努めなければならない。

一 条例別表第二第一号に規定する経路を構成する建築物の直接地上へ通ずる出入口から当該便所の次号に掲げる便房までの経路の有効幅員を九十センチメートル以上とすること。

二 次に定める構造の便房を設けること。

イ 出入口の有効幅員は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 便器は、洋式とすること。

ハ 手すりを設けること。

ニ 車いす使用者が利用できるよう空間を確保すること。

### (移動円滑化された経路を構成する傾斜路等)

第三十五条 条例別表第三第二号の規則で定める勾配は、十二分の一（屋外に設ける傾斜路にあつては、十五分の一）以下とする。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とする。

2 条例別表第三第三号の規則で定める構造は、次のとおりとする。

一 段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

イ 勾配は、十二分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 次に定める構造の便房を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。

イ 便器は、洋式とすること。

ロ 手すりを設けること。

3 条例別表第三第四号の規定による案内表示は、次に掲げるところによって行わなければならない。

一 第三十八条に規定する設備を設ける場合には、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

二 施設の利用に関する情報を提供する案内設備を設ける場合には、案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。

(条例別表第三第五号の規則で定める基準)

第三十六条 条例別表第三第五号の規則で定める基準は、次条から第三十九条までに定めるところによる。

(移動円滑化された経路と便所等との間の経路における傾斜路)

第三十七条 移動円滑化基準第十三条第一項第一号(移動円滑化基準第十四条において準用する場合を含む。)及び第十五条第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する通路に設ける傾斜路並びに同条第一項第二号ニ(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する傾斜路の勾配は、十二分の一(屋外に設ける傾斜路にあっては、十五分の一)以下としなければならない。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一以下としなければならない。

(乳幼児用いす、乳幼児用ベッド等)

第三十八条 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあっては、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の便所内に、乳幼児用いす等乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房及び乳幼児用ベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けなければならない。ただし、乳幼児のおむつ替えができる設備にあっては、おむつ替えができる場所を別に設ける場合は、この限りでない。

(公共交通機関の施設の新築等をしようとする者の努力義務)

第三十九条 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にあっては、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)の便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチを洗浄することができる水洗器具等を設けた便房を設けるよう努めなければならない。

## 付録2 長寿医療研究班

### 排泄環境における環境及び衛生面の調査

#### 調査報告内容

1. 臭いについての一般的な考え方
2. 臭いの種類
  - ・ 住環境における気になる臭いの例
  - ・ 一般環境における悪臭
3. 悪臭の成分
  - ・ 悪臭物質及びにおい、発生源、分析方法
4. 特定悪臭物質の濃度による規制基準
  - ・ 6段階臭気強度法、
  - ・ 臭気強度と悪臭物質の濃度との相関関係式の例
  - ・ 特定悪臭物質の法規制基準値の範囲と法規制対象
  - ・ 臭気指数
5. 一般的な臭気についての要点
6. 生活環境（トイレ）における
  - ①気になる臭いの評価
    - ・ 臭いの発生の原因
    - ・ 臭いの成分
  - ②有害物質について
  - ③無害物質について
  - ④数値
  - ⑤検査方法
  - ⑥対策
7. トイレにおける感染症
  - ①排泄物からの感染病例
  - ②検査方法
  - ③対策
8. 照度について
  - ①J I S照度基準抜粋
  - ②高齢期における照明
  - ③高齢期における移動。動作に適した明るさ
  - ④検査方法
  - ⑤対策

1. 臭いについての一般的な考え方

- ・人間の感覚であるのでかなりの個人差がある。
- ・快適な臭い＝かおり      不快な臭い＝悪臭      ・ ・ ・ 環境省の定義

2. 臭いの種類

- ・住環境における気になる臭いの例

発生源	原因
タバコ	煙、タール、灰
生ゴミ	生ゴミの腐敗
配水管	下水、付着物
ペット	体臭、排泄物
寝具（布団、シーツ）	汗等分泌物
玄関（靴等）	足の汗、湿気、カビ
トイレ	排泄物の腐敗発酵
衣類	汗、カビ、ほこり等付着
キッチン	生ゴミの腐敗
エアコン	カビ、ほこり
居間、リビング	カビ、ほこり、化学物質

- ・一般環境（社会経済活動）における悪臭（公共・事業体）

発生源	発生物質及び臭気
公衆トイレ	し尿臭
側溝	ドブ臭
市内水路中小河川	腐敗刺激臭
港湾周辺	海浜腐敗臭
国道近傍	自動車排気ガス
畜産農業	家畜糞尿腐敗臭
食品関係	生ゴミ、厨芥腐敗臭
化学工業	化学物質刺激臭
写真印刷	化学、有機溶剤等
塗装工業	有機溶剤等
金属加工行	精錬飛散物質
クリーニング	有機洗剤
廃棄物処分場	ゴミ臭
焼却場	ゴミ、煙、灰
下水処理場	下水臭、腐敗臭

### 3. 悪臭の成分

悪臭物質（悪臭防止法規定22物質）及びにおい、発生源、分析方法

物質名	におい	主発生源	分析方法
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産 し尿処理 ゴミ処分場、焼却場	インドフェノール 吸光光度法
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造、し尿処理 ゴミ処分場、焼却場	低温濃縮 GC/FPD法
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産、パルプ、し尿処理、 ゴミ処分場、焼却場	
硫化メチル	腐ったキャベツの ようなにおい	畜産、し尿処理 ゴミ処分場、焼却場	
二硫化メチル	腐ったキャベツの ようなにおい	畜産、し尿処理 ゴミ処分場、焼却場	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産、水産缶詰 ゴミ処分場、焼却場	低温濃縮 GC/FID法
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい におい	化学、魚腸骨処理 タバコ、	溶媒抽出 GC/FTD法 又は 低温濃縮 GC・MS法
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい 焦げたにおい	焼き付け塗装	
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい 焦げたにおい	焼き付け塗装	
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい 焦げたにおい	焼き付け塗装	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい 焦げたにおい	焼き付け塗装	
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい 焦げたにおい	焼き付け塗装	
イソブタノール	刺激的な発酵した におい	塗装、印刷	低温濃縮 GC/FID法
酢酸エチル	刺激的なシンナー のような臭い	塗装、印刷	
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナー のような臭い	塗装、印刷	
トルエン	ガソリンのような におい	塗装、印刷	
キシレン	ガソリンのような におい	塗装、印刷	
プロピオン酸	刺激的な甘酸っぱい におい	脂肪酸製造 染色	加熱脱着 GC/FID法
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産、でんぷん	
ノルマル吉相酸	むれた靴下のような におい	畜産、でんぷん	
イソ酪酸	むれた靴下のような におい	畜産、でんぷん	

\* GC/FID：ガスクロマトグラフ/水素炎イオン検出器

GC/FPD：ガスクロマトグラフ/炎光光度検出器

GC/FTD：ガスクロマトグラフ/アルカリ熱イオン検出器

GC/MS：ガスクロマトグラフ/質量分析計

#### 4. 特定悪臭物質の濃度による規制基準

一般に、悪臭物質は濃度が同一でも原因物質の種類により臭気の間覚強度が異なる。環境省では、「臭気強度」という臭気の間さを示す6段階の尺度を用い、臭気強度と個々の悪臭物質の濃度との相関関係式を示す。

##### ・6段階臭気強度法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっとな覚できる臭い (検知閾値*)
2	なんの臭いかが分かる弱い臭い (認知閾値*)
3	楽に感知できる臭い
4	強い臭い
5	強烈な臭い

\* 検知閾値＝感知できる最小濃度

\* 認知閾値＝識別できる最小濃度

##### ・臭気強度と悪臭物質の濃度との相関関係式の例

悪臭物質の種類	相関関係式 y:臭気強度、x:悪臭物質濃度 (ppm)
硫化水素	$y = 0.950 \log x + 4.14$
アンモニア	$y = 1.67 \log x + 2.38$
メチルメルカプタン	$y = 1.25 \log x + 5.99$
イソ吉相酸	$y = 1.09 \log x + 5.65$
トルエン	$y = 1.40 \log x + 1.05$

悪臭防止法が適応される地域内においては、工場その他の事業場はすべての規制の対象となり、敷地境界線 (1号規制基準)、気体排出口 (2号規制基準)、排水口 (3号規制基準) の3カ所において、基準値を満足しなければならない。

・特定悪臭物質の法規制基準値の範囲と法規制対象（単位：ppm）

特定悪臭物質名	第1号規制基準値の範囲			法4条規制基準項目		
	臭気強度2.5	臭気強度3	臭気強度3.5	1号	2号	3号
アンモニア	1	2	5	○	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	○		○
硫化水素	0.02	0.06	0.2	○	○	○
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	○		○
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	○		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	○	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	○		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	○	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	○	○	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	○	○	
イソバレールアルデヒド	0.03	0.006	0.01	○	○	
イソブタノール	0.9	4	20	○	○	
酢酸エチル	3	7	20	○	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	6	○	○	
トルエン	10	30	60	○	○	
スチレン	0.4	0.8	2	○		
キシレン	1	2	5	○		
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	○		
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.004	○		
ノルマル吉相酸	0.0009	0.002	0.004	○		
イソ酪酸	0.001	0.004	0.01	○		

\*表中の数値は、6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5, 3, 3.5に対応した各物質の濃度で示したものであり、法第1号規制である事業場敷地境界の規制基準に対応する。

\*法第4条の各規制基準

- 1号規制基準：事業場等の敷地境界線における規制基準
  - 2号規制基準：事業場等の煙突等の気体排出口に係る規制基準
  - 3号規制基準：事業場等からの排水口に係る規制基準
- 表中の○印は基準項目として設定されていることを示す。

・臭気指数

臭気濃度＝官能試験による臭気の数値化の一つ

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

\*臭気指数は、臭気濃度を人間の感覚尺度に対応させたもの。

臭気強度と臭気指数との関係

臭気強度	臭気指数の範囲
2.5	10～15
3.0	12～18
3.5	14～21

\*事業場における敷地境界線（1号規制基準）における基準値の範囲

## 5. 一般的な臭気についての要点

臭気の規制基準は現在、22悪臭物質物質の濃度の規制、感覚による臭気強度（悪臭物質の濃度との相関関係式による計算）また、臭気濃度（官能試験）による臭気指数値の範囲を臭気臭気強度で表している。

## 6. 生活環境（トイレ）における

### ①気になる臭いの評価

#### ・臭いの発生の原因

- ・トイレにおける排尿、排泄物の残存及び飛散による臭い
- ・排尿、排泄物そのものや残存、飛散したものの発酵腐敗した事による臭い
- \* トイレ掃除後、使用頻度及び残存飛散の度合いにもよるが、時間が経つほど臭気は発生する（発生物の量と、発酵腐敗の時間）。

#### ・臭いの成分

- ・糞便：インドール、スカトールが主であるが、その他にアンモニアアミン類、メルカプタン、硫化水素、トリプタミン等がある。
- \* 食物の種類や、体調、疾病等の状況によって発生の成分、量も変化する。
- ・尿：通常正常尿は微芳香臭であるが腐敗等によりアンモニア臭となる。
- \* 細菌尿（アンモニア臭）、糖尿病（甘酸っぱい＝アセトン体）等の特異臭もある。

### ②有害物質について

トイレにおける尿や糞便そのものが有害物質を含有している可能性は非常に少ないが悪臭成分以外に食べ物や腸内細菌、病原菌等により多くの種類の成分が発生する。

悪臭成分について有害物質の規定基準は定められていないが、ガス成分として暴露限界濃度が定められている一部物質もある。

### ③無害物質について

トイレにおける尿や糞便そのものが有害物質を含有している可能性は非常に少ないが無害と断定は出来ず不衛生と言った方がいい。

### ④数値

し尿に関係のある物質についての例

物質名	暴露限界濃度	1号規制基準
アンモニア	25ppm	1ppm
アミン	25ppm	0.005ppm
メルカプタン	0.5ppm	0.002ppm
硫化水素	10ppm	0.02ppm

\* トイレ中で臭気を感じた場合は1号規制基準値以上と考えられる

### ⑤検査方法

- ・悪臭防止法による分析
  - 悪臭成分分析 アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン  
 硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミンの6物質  
 (ガスクロマトグラフ低温濃縮・加熱脱着法)
  - 悪臭官能試験 臭気濃度、臭気指数  
 (人間のパネラーによる感覚試験)
- ・検知管による簡易法 検知反応管直接吸引法

### ⑥対策

- ・トイレの清掃回数
- ・トイレ使用後の周辺清掃
- ・換気の励行
- ・脱臭剤及び脱臭器具機材等の設備
- ・臭いセンサーの設置

## 7. トイレにおける感染症

### ①排泄物からの感染病例

病原菌	疾病名称
A型肝炎ウイルス	A型肝炎
ロタウイルス	感染症胃腸炎
病原性大腸菌	
サルモネラ菌	腸管出血性大腸菌感染症
腸管出血性大腸菌 (O157)	
ノロウイルス	感染性胃腸炎

\*その他にも伝染病がある

### ②検査方法

- ・発生前のスクリーニング検査＝トイレの尿、糞便等の飛散物のふき取り培養後、細菌検査。
- ・発症者がある場合は患者の排泄物を採取培養細菌検査および血液検査。
- \*病原菌対応の培地及び検査方法で実施する。

### ③対策

感染症が発生した場合

- ・トイレおよび浴場などの清掃と共に消毒を行う。
- ・共通使用の椅子ソファ等掃除消毒も必要。
- ・患者については汚物の取り扱い、衣類シーツなどのにも注意する。
- ・患者の病状によって個室にする。室内清掃が十分であれば消毒は必要はない。
- ・患者以外の同居者、介添え者は石鹸等での手洗いを励行。
- ・食器・生鮮野菜等の洗浄、生もの、生水には十分注意する。
- ・伝染の潜伏期間に注意をする(発病の連鎖が長期化する可能性)。

## 8. 照度について

### ① J I S 照度基準抜粋

照度Lux	事務所、工場、学校、病院の設備及び部屋
3000	制御室の制御盤、計器盤
1500	
1000	事務室（電算室等）設計室、製図室、手術室
750	事務室（一般）、会議室、受付、教室、実験室、研究室、図書閲覧室 保健室、食堂、診察室、処置室、救急室、医局、薬局、
500	
300	
200	書庫、電気機械室、講堂、エレベーター、電気空調機械室、育児室、待合室 面会室、外来廊下
150	
100	喫茶室、更衣室、出入口、廊下、通路、階段、バスケットコート、テニスコート、 麻酔室、回復室、浴室、洗面所
75	非常階段、倉庫、車庫、
50	
30	
20	屋外通路
10	
2	夜間通路

\* J I S 照度基は各段階において支障はないという照度レベルを示しているものであり、最適照度、快適照度ということで推奨しているものではないことに注意する必要がある。

### ② 高齢期における照明

- ・ 高齢期においては老眼等の影響により照明は20歳の成人に比べ3倍程度の照度を必要とされている（視力検査時の照度比較）。
- ・ 高齢者の行動における必要照度は実測照度を用いるのが妥当。
- ・ 単に照度だけを大きくすると高齢者の目に眩し過ぎるという悪影響がある。

### ③ 高齢期における移動。動作に適した明るさ

- ・ J I S の照度基準に合わせて何人かの高齢者の実測を行うのがベスト。
- ・ 高齢者だからといって極端に明るくすることは良くない。
- ・ 夜中の通路、トイレなどは眩し過ぎないことが必要である。

### ④ 検査方法

- ・ 照度計による測定

### ⑤ 対策

- ・ 照明をつけ高齢者による最適数値を実測する。
- ・ 照明器具を可変光度のものを設置

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）  
分担研究報告書

碧南市における排泄管理地域モデル稼働前の排泄管理に関する実態調査

分担研究者 岡村菊夫 国立長寿医療センター泌尿器科、手術・集中医療部部長

研究要旨

排泄管理地域モデル稼働前の、碧南市における高齢者排泄管理実態調査を行い、平成 11 年度に愛知県において行った愛知県内高齢者排尿管理実態調査との比較検討もあわせて行った。碧南市における今回の調査結果では、排尿管理方法については、被在宅看護高齢者においてカテーテル留置者が多いこと、老人施設入所高齢者・被在宅看護高齢者においておむつ使用者の割合が高いこと、施設・在宅でのカテーテル留置やおむつ使用は病院において始まることが多いこと、おむつ使用にあたって予防的な使用が多くみられること、老人施設や在宅の介護・看護現場でカテーテル抜去・おむつはずしが行われることが少ないことなどが示された。特に、碧南市においては、おむつ使用率は全愛知県平均より非常に高く、老人施設入所高齢者で 78%、被在宅看護高齢者では 98%と、被在宅看護を受ける高齢者はほとんどがおむつ使用であることが示唆され、またおむつはずしの実績も少なかった。また、老人施設入所あるいは在宅看護を受ける前からおむつ使用が始まっている割合も全愛知県平均より高く、病院での排尿管理におけるおむつ依存傾向が示唆された。

A. 研究目的

今回の長寿科学総合研究においては、排泄リハビリテーションを実行するための排泄管理地域モデルの開発とその効果の検証を目的のひとつとしている。モデル開発地域として、人口 6 万人の愛知県碧南市を選択し、行政、開業一般医、開業専門医、総合病院、在宅訪問看護センター、老人施設、介護事業所などの連携ネットワークの構築と稼働により、排泄リハビリテーションを実行し、その前後で効果について検証を行うことを予定している。本研究では初年度として、排泄管理地域モデル稼働前の、碧南市における高

齢者排泄管理実態調査を行った。さらに、平成 11 年度に愛知県において行った愛知県内における実態調査〔1、2、3 との比較検討もあわせて行った。

B. 研究方法

排泄管理地域モデル開発対象地区の碧南市において、老人施設入所および被在宅看護高齢者の排尿管理について、排泄管理地域モデル稼働前の基礎データとして実態調査を行った。対象は碧南市内の老人施設 3 施設（老人保健施設 1 施設、特別養護老人ホーム 2 施設）、訪問看護センター 3 施設で、対象被介護・看護高齢者は老人施

設 180 名（男性 21.1%、女性 78.9%）、在宅 106 名（男性 44.3%、女性 55.7%）であった。老人施設および訪問看護センターにアンケート（付録 1）を送付し、排尿管理についての実態調査を行った。また高齢者排尿管理の実情に関する碧南市における特徴を明らかとするため、平成 11 年度に行った全愛知県内老人施設、訪問看護センターに対する実態調査結果と比較検討した。全愛知県内実態調査の対象は、老人施設 244 施設、13,466 名（男性 25.7%、女性 74.3%）、訪問看護センター 64 施設、2,322 名（男性 44.1%、女性 55.9%）であった（表 1）。

	施設数	対象者数	男性 (%)	女性 (%)
碧南市調査				
老人施設	3	180	21.1	78.9
訪問看護センター	3	106	44.3	55.7
全愛知県調査				
老人施設	244	13,466	25.7	74.3
訪問看護センター	64	2,322	44.1	55.9

表 1 調査対象

### C. 研究結果

#### 1. 老人施設入所高齢者における調査

##### 1-1. 老人施設入所者におけるおむつ・カテーテル使用者数（表 2、図 1）

全愛知県における調査では、尿道カテーテル留置者は 1.2%（男性 1.3%、女性 1.1%）であったが、碧南市における今回の調査時においては、尿道カテーテル留置者はみられなかった。他方、おむつ使用者は 78.8%（男性 86.8%、女性 80.3%）と全愛知県調査での 51.2%（男性 27.3%、

女性 69.9%）と比較するとかなり高頻度であり、特に男性でのおむつ使用率が極めて高値であった。清潔間歇導尿者は全愛知県調査でも 0.1%と極めて低値ではあるが、碧南市では今回の調査時には清潔間歇導尿者はみられなかった。

カテーテル留置	実数		調査対象割合 (%)	
	碧南市	愛知県	碧南市	愛知県
総数	0	157	0	1.2
男	0	77	0	1.3
女	0	80	0	1.1
おむつ使用				
総数	142	6,885	78.8	51.2
男	33	1,631	86.8	27.3
女	114	5,245	80.3	69.9
清潔簡潔導尿				
総数	0	20	0	0.1
男	0	6	0	0.1
女	0	14	0	0.2

表 2 老人施設入所者におけるおむつ・カテーテル使用者数（碧南市と全愛知県）

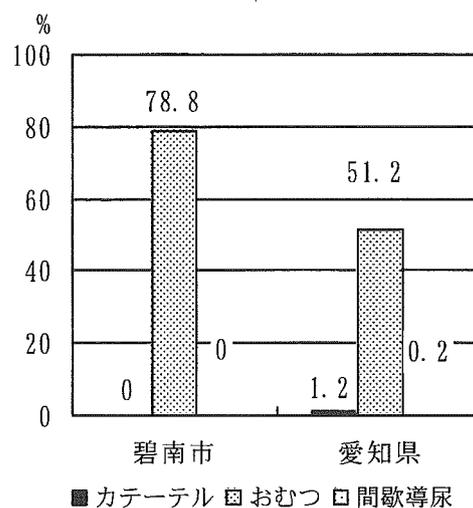
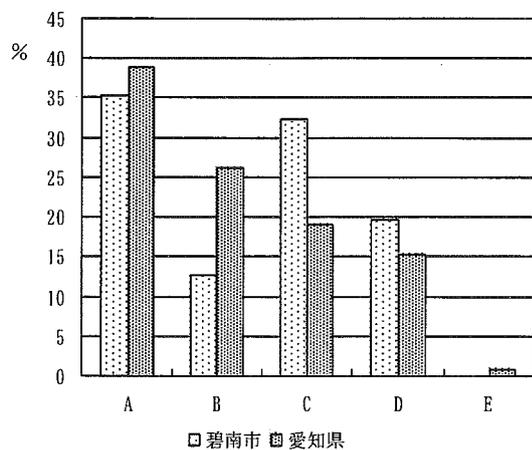


図 1 老人施設におけるカテーテル・おむつ・間歇導尿使用率

1-2. 老人施設入所者におけるおむつ使用理由（図2）

老人施設入所者におけるおむつ使用の理由では、「寝たきりでトイレ排尿不可」および「認知症のためトイレ排尿不可」といった、おむつ使用がいたしかたないと考えられるものはそれぞれ 12.7%、32.4%と計 45.1%であったが、「トイレ排尿可能だが尿失禁あり」とおむつははずしの可能性のあるものが 35.2%で、さらに「尿失禁はまれであるが予防のため」というおそらくはおむつ使用は必須ではなく予防的に使用されているものが 19.7%にみられた。全愛知県調査の結果と比較すると、「トイレ排尿可能だが尿失禁あり」「尿失禁はまれであるが予防のため」はそれぞれ 38.9%、15.3%と類似した結果ではあったが、碧南市では予防的な使用がやや高率であった。



- A: トイレ排尿可能だが尿失禁あり
- B: 寝たきりでトイレ排尿不可
- C: 痴呆のためトイレ排尿不可
- D: 尿失禁まれ、予防のため
- E: 理由不明

図2 老人施設におけるおむつ使用理由

1-3. 老人施設入所者におけるおむつ開始時期（図3）

碧南市の老人施設において、入所以前からおむつ使用が始まっていた割合は 87.3%と大多数を占め、全愛知県調査（77.5%）より高率であった。

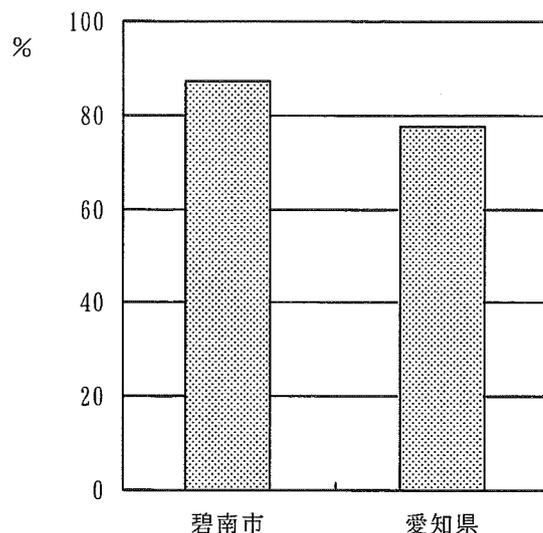


図3 おむつ開始時期（老人施設入所以前からおむつ使用が開始されていた割合）

1-4. 最近1年間のおむつはずし施行例

全愛知県では調査施行時からさかのぼって1年間に老人施設においておむつはずしを施行した例は 342 例であったが、平成 17 年に碧南市の老人施設においておむつはずしがなされた例はなかった。

1-5. 老人施設における排尿管理方法決定者についての調査（表3、表4、表5）

老人施設における排尿管理方法の決定に関して、カテーテル留置、おむつ使用、間歇導尿の施行を誰が決定するかについて調査した。碧南市の老人施設では、カテーテル留置については、すべての例において医師が決定するという回答であり、おむ